

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

愛川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地区（半原）

(1) 現況

本地区は、傾斜地や日照条件の悪い山間地帯の農用地が多い等、自然条件での制限により農業生産性が低く農業経営が困難であることから、これを補正する取組を行なうことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、低コスト及び付加価値の高い農業の生産方式を普及することで農業経営の安定及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部地区（田代、三増、角田の一部）

(1) 現況

本地区は、ほ場・農道・用排水路等の基盤整備が進んでおり、畜産、植木、野菜、飼料畑を中心に、効率化な土地利用により、農業生産性の向上が図られている。今後、農地の集団化が進みさらに農業生産性の向上が予想される一方、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部地区（角田の一部、八菅山、棚沢、中津）

(1) 現況

本地区は、中津川流域に属する大半が水田地帯であり、良好な土地利用がなされている。中津川の清流では年間を通じて多くの観光客が訪れることから地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、豊かな生態系を持った自然が形成及び維持され、中津川の清流を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地区（半原）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中部地区（田代、三増、角田の一部、5のその他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項の区域）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	南部地区（角田の一部、八菅山、棚沢、中津）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙1図に示す箇所についての基幹水路。